令和８年１２月藤沢市議会定例会
議案第７２号資料

藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

人事院の調査により、令和８年は民間における賃金の引上げの動きを反映して、４月の月例給及び特別給（期末・勤勉手当）ともに、民間給与が国家公務員給与を上回る結果となりました。そのため、令和８年８月に人事院から、昨年に引続き俸給表及び期末・勤勉手当の引上げが勧告されました。

これを受け、本市においては、これまでも人事院勧告の内容を尊重した対応をしており、今年度も同様に、人事院勧告の内容を考慮して本市職員の給与改定を行うため、必要な条例改正をするものです。

（１）主な改定内容について

①　給料表

人事院勧告では、行政職俸給表（一）を平均３．３％引上げることとし、引上げに当たっては、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、初任給を大卒程度及び高卒者ともに９，５００円引上げることとしています。

また、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和７年度を上回る改定を行い、その他の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定することとしています。

本市においても、同様の観点から、行政職給料表（１）他４給料表について、引上げ改定を行うこととします。

本市の行政職給料表（１）適用職員の給料改定額等は、次のとおりです。

区　　分	現　行	改定後	改定額	改定率
給　　料	339,747円	351,028円	11,281円	3.32％

※平均年齢　40.0歳　　平均経験年数　17.7年

なお、行政職、医療職及び全職員の給料改定額及び改定率は、次のとおりです。

区　　分	行　政　職	医　療　職	全　職　員
改 定 額	11,246円	11,879円	11,399円
改 定 率	3.30％	3.38％	3.32％

②　期末・勤勉手当

人事院勧告では、民間の支給割合に見合うように、支給月数を０．０５月分引上げ、年４．７月分としています（改定後①）。引上げの０．０５月分については、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に０．０２５月分ずつ均等に配分することとし、令和９年度以降については、６月期及び１２月期の期末・勤勉手当が均等となるように配分することとしています（改定後②）。再任用職員の期末・勤勉手当に

ついても０．０５月分引上げ、年２．５月分、特定任期付職員の期末・勤勉手当については０．０５月分引上げ、年３．７５月分としています。

本市においても、国と同様の支給月数に引上げ及び配分の見直しを図ることとします。

ア　令和８年度の期末・勤勉手当支給月数

期	現　行	改定後①	改定差
	期末手当 勤勉手当 合　計	期末手当 勤勉手当 合　計	
6月期	1.2625 月 1.0625 月 2.325 月	1.2625 月 1.0625 月 2.325 月	－ － －
12月期	1.2625 月 1.0625 月 2.325 月	1.2875 月 1.0875 月 2.375 月	0.025 月 0.025 月 0.050 月
計	2.525 月 2.125 月 4.65 月	2.55 月 2.15 月 4.70 月	0.025 月 0.025 月 0.050 月

イ　令和９年度以降の期末・勤勉手当支給月数

期	改定後①	改定後②	改定差
	期末手当 勤勉手当 合　計	期末手当 勤勉手当 合　計	
6月期	1.2625 月 1.0625 月 2.325 月	1.275 月 1.075 月 2.350 月	0.0125 月 0.0125 月 0.0250 月
12月期	1.2875 月 1.0875 月 2.375 月	1.275 月 1.075 月 2.350 月	△0.0125 月 △0.0125 月 △0.0250 月
計	2.55 月 2.15 月 4.70 月	2.55 月 2.15 月 4.70 月	－ － －

（２）実施時期について

給料表に関する改定は、令和８年４月１日に、令和８年度の期末・勤勉手当に関する改定は、令和８年１２月１日に遡って実施します。

令和９年度以降の期末・勤勉手当に関する改定は、令和９年４月１日から実施します。

以　上